

## 公立大学法人静岡文化芸術大学職員表彰規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人静岡文化芸術大学職員就業規則第66条の規定に基づき、公立大学校法人静岡文化芸術大学（以下「法人」という。）の職員及び機関の表彰について、必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この規程において、次に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 「職員」とは、法人に勤務する事務職員及び教員職員をいう。
- (2) 「機関」とは、公立大学法人静岡文化芸術大学事務組織規程第2条第2項に規定する公立大学法人静岡文化芸術大学事務局及びこれに属する室並びに静岡文化芸術大学及びこれに属する室並びに静岡文化芸術大学文化政策学部及びデザイン学部並びにこれに属する学科をいう。

(表彰)

第3条 教職員が、次の各号の一に該当する場合は、表彰することができる。

- (1) 生命をとして職務を遂行した場合
- (2) 職務に関し有益な研究、発明、改良、考案又は発見を行った場合
- (3) 業務の制度改善、事務能率の増進等について著しい貢献をした場合
- (4) 職務に関し抜群の成績をあげ、又は担当事務に熟達し成績がすぐれ他の教職員の模範とすることができる場合
- (5) 災害等緊急事態に際し著しい功労のあった場合
- (6) 良好な勤務成績で勤務した期間が25年以上ある場合で、満55歳に達したとき、又は退職するとき
- (7) 前項の勤務した期間により難い事情があると認められたときは、理事長の承認を得て別段の取扱いをすることができる。

第4条 前条第1号から第5号までのいずれかの規定に準ずるものと認められる場合は、表彰することができる。

第5条 機関が、その分掌事務の処理にあたり、顕著な業績をあげ他の機関模範とすることができる場合は、表彰する。

(表彰の方法)

第6条 表彰は、表彰状を授与して行う。この場合には、金品を加授することができる。

(表彰の時期)

第7条 表彰は、必要に応じ随時行うものとする。

(内申)

第8条 学長、法人事務局長及び静岡文化芸術大学事務局長は、第3条から第6条までの規定に該当するものがあると認められるときは、理事長に内申するものとする。

(教職員表彰審査委員会)

第9条 法人に、公立大学法人静岡文化芸術大学教職員表彰審査委員会を置く。

2 委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(委任)

第10条 この規程の施行について必要な事項は、理事長が別に定める。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は役員会の議決を経て行うものとする。

附 則

1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

2 平成11年度以降に財団法人静岡文化芸術大学設立準備財団職員及び学校法人静岡文化芸術大学職員として採用された者については、この規程の適用にあたり勤務年数を通算する。